



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 1057 公共測量の実施 (技術調査課)..... 1
- 1058 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)..... 1
- 1059 " (")..... 2
- 1060 " (")..... 3

○ 公安委員会告示

- 45 駐車監視員資格者講習の実施 4

告 示

和歌山県告示第1057号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年9月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成30年9月1日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町八尺鏡野地先から和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川地先まで

和歌山県告示第1058号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年9月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

梅本川右支溪(1-302-1-048)、堂ノ前(I-541)、岡垣内(I-542)、中筋(I-543)、坂本(201)(II-2404)、坂本(203)(II-2410)、坂本(204)(II-2496)、坂本(205)(II-2501)、坂本(206)(II-2502)、坂本(207)(II-2503)、坂本(208)(II-2504)、坂本(209)(II-2505)、坂本(305)(III-1384)、坂本(210)(II-90288)、坂本(211)(II-90289)、坂本(212)(II-90290)、坂本(213)(II-90291)、坂本(214)(II-90292)、坂本(215)(II-90293)、坂本(216)(II-90294)、坂本(217)(II-90295)、坂本(218)(II-90296)、坂本(220)(II-90298)、坂本(221)(II-90299)、坂本(222)(II-90300)、南畑(201)(II-2553)、南畑(202)(II-2770)、南畑(101)(I-90062)、南畑(203)(II-90301)、南畑(204)(II-90302)、安井(1)(I-551)、安井(201)(II-2522)、安井(301)(III-1446)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

坂本(219)(Ⅱ-90297)、南畑(1)(Ⅰ-549)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1059号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年9月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

丹生川右支溪(3-344-1-005)、成金谷(3-344-1-006)、丹生川右支溪(3-344-2-008)、丹生川右支溪(3-344-2-009)、丹生川右支溪(3-344-2-011)、上天神谷(3-344-2-013)、丹生川右支溪(3-344-2-014)、名瀬迫谷(3-344-2-015)、丹生川左支溪(3-344-2-016)、丹生川左支溪(3-344-2-017)、丹生川左支溪(3-344-2-018)、丹生川左支溪(3-344-2-019)、丹生川左支溪(3-344-2-022)、丹生川左支溪(3-344-2-023)、丹生川左支溪(3-344-2-025)、丹生川左支溪(3-344-2-026)、丹生川左支溪(3-344-2-027)、丹生川左支溪(3-344-2-028)、東富貴1(Ⅰ-3227)、東富貴2(Ⅰ-3228)、東富貴3(Ⅰ-3229)、東富貴成金平1(Ⅰ-3230)、東富貴成金平2(Ⅰ-3231)、東富貴成金平3(Ⅰ-3232)、東富貴6(Ⅱ-1221)、東富貴7(Ⅱ-1222)、東富貴8(Ⅱ-1223)、東富貴9(Ⅱ-1224)、東富貴10(Ⅱ-1225)、東富貴11(Ⅱ-1226)、東富貴12(Ⅱ-1227)、東富貴13(Ⅱ-1228)、東富貴14(Ⅱ-1229)、東富貴15(Ⅱ-1230)、東富貴16(Ⅱ-1231)、東富貴17(Ⅱ-1232)、東富貴19(Ⅱ-1235)、東富貴20(Ⅱ-1236)、東富貴21(Ⅱ-1237)、東富貴22(Ⅱ-1238)、東富貴23(Ⅱ-1239)、東富貴24(Ⅱ-1240)、東富貴28(Ⅱ-1241)、東富貴25(Ⅱ-1242)、東富貴26(Ⅱ-1243)、東富貴成金平4(Ⅱ-1244)、東富貴成金平5(Ⅱ-1245)、東富貴成金平6(Ⅱ-1246)、東富貴27(Ⅱ-1247)、東富貴(101)(Ⅱ-10266)、東富貴(102)(Ⅱ-10267)、東富貴(103)(Ⅱ-10268)、東富貴(104)(Ⅱ-10269)、東富貴(105)(Ⅱ-10270)、東富貴(106)(Ⅱ-10271)、東富貴(107)(Ⅱ-10

272)、東富貴(108)(Ⅱ-10273)、東富貴(109)(Ⅱ-10274)、東富貴(110)(Ⅱ-10275)、東富貴(111)(Ⅱ-10276)、東富貴(112)(Ⅱ-10277)、東富貴(113)(Ⅱ-10278)、東富貴(114)(Ⅱ-10279)、東富貴(115)(Ⅱ-10280)、東富貴(116)(Ⅱ-10281)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

丹生川左支溪(3-344-2-021)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1060号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

日高川左支溪(5-205-1-019)、日高川左支溪(5-205-2-012)、明神川右支溪(5-205-2-032)、明神川左支溪(5-205-2-035-1)、明神川左支溪(5-205-2-035-2)、明神川左支溪(5-205-2-037)、明神川左支溪(5-205-2-038)、野口大谷口1(Ⅱ-4006)、野口大谷口2(Ⅱ-4007)、落子畑(Ⅱ-4010)、明神川1(Ⅱ-4011)、明神川2(Ⅱ-4012)、明神川3(Ⅱ-4013)、明神川4(Ⅱ-4014)、明神川5(Ⅱ-4015)、明神川8(Ⅱ-4019)、熊野5(Ⅲ-2503)、明神川(101)(Ⅱ-50450)、明神川(102)(Ⅱ-50451)、明神川(104)(Ⅱ-50453)、明神川(105)(Ⅱ-50454)、明神川(106)(Ⅱ-50455)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに御坊市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (2) 土砂災害警戒区域の名称
明神川7（Ⅱ-4018）、明神川（103）（Ⅱ-50452）
- (3) 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに御坊市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第45号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

平成30年9月25日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所及び受講定員

(1) 実施日時

講 習 1 日 目	平成30年11月29日（木）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時10分から午前9時30分まで）
講 習 2 日 目	平成30年11月30日（金）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時10分から午前9時30分まで）
修 了 考 査	平成30年12月7日（金）午前9時30分から午前10時30分まで （受付時間 午前9時10分から午前9時20分まで）

(2) 実施場所

和歌山市西1番地

交通センター3階 第2教室

(3) 受講定員

10人

2 受講手続に関する事項

(1) 申込みの方法

駐車監視員資格者講習を受講しようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を（3）に掲げる提出先を経由して和歌山県公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（写真（受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。以下同じ。）を貼付したものに限る。）

イ 駐車監視員資格者講習受講票（写真を貼付したものに限る。以下「受講票」という。）

ウ 運転免許証、在留カード、旅券（パスポート）等申込者が本人であることを証するものの写し

(2) 手続の流れ

- ア 申込者は、申込書等を提出した後、駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所等を記載した駐車監視員資格者講習指定書（以下「講習指定書」という。）及び駐車監視員資格者講習手数料納付書（以下「納付書」という。）を受け取る。
- イ 駐車監視員資格者講習の1日目の講習実施場所の受付において、講習手数料の額に相当する和歌山県証紙を貼付した納付書により講習手数料を納付し、講習指定書を提出した上で受講票を受け取る。

(3) 申込書等の提出先

- ア 申込者が和歌山県内に住所地を有する者の場合
申込者の住所地を管轄する警察署交通課
- イ 申込者が和歌山県外に住所地を有する者の場合
和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出時期

平成30年10月1日（月）から同年11月26日（月）までの間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(5) 講習手数料

- ア 講習手数料の額は、20,000円とする。
- イ 現金での納付は、受け付けない。

3 留意事項

- (1) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (2) 受講定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。
- (3) 駐車監視員資格者講習を2日間受講し、修了考査を受け、合格した者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を郵送する。

4 問合せ先等

(1) 問合せ先

和歌山市西1番地 交通センター内
和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター
電話番号 073-473-0356

(2) 駐車監視員資格者講習受講申込書、受講票及び納付書の備付場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター及び和歌山県内の各警察署交通課